

Title	総括
Sub Title	Synthèse du colloque du 20 mai à l'Université de Keio
Author	松川, 正毅(Matsukawa, Tadaki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.39 (2018. 2) ,p.147- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義 : 2017年度大陸法財団寄付講座フランス法における無償行為
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180207-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義

2017 年度 大陸法財団寄付講座

フランス法における無償行為

総 括

松 川 正 毅

序

1) リベラリテの基本的な法概念

2) リベラリテの家族に対する影響、公益団体に対するリベラリテ、国際的なリベラリテ
むすび

序

2017 年 5 月 20 日に慶應義塾大学で開催されたシンポジウムでは、リベラリテが多角的に考察された。これは、フランス相続法の最近の改正（2006 年）とも関連したテーマであり、相続法の改正の趣旨、意図を知る上でも興味深い特別講義であった。

シンポジウムは、リベラリテの基礎理論からはじまり、家族との関連性、公益団体へのリベラリテの問題、そして国際的なリベラリテの問題について考察がなされた。わが国と比較して、フランスでは無償処分が常に相続法と絡んでおり、リベラリテが相続法の中で位置づけられて理解されている。このことが、4 人の報告の中で、如実に示された（しかしながら、公益財団に関するリベラリテは、わが国では関心が薄いように思う）。

贈与は契約であるが、相続財産という観点から「相続人」に影響を与えるものであり、常に相続法の観点から考察される。この視点は、特に注意に値する。

贈与は、被相続人の財産からすでに出て行ってしまうというわが国では考える傾向がある。しかし、フランス法では、「持戻し」や「充当」そして「減殺」の概念からも理解できるように、相続で常に問題になる。相続人に対するリベラリテは、相続と関連性があるという意識は、わが国と比較すればかなり明確である。最終的には、贈与も、遺産分割の対象財産を構成していくことになりうる。

また、遺贈は、まさに相続財産から流出するのであり、相続法絡みである。

リベラリテつまり無償行為には、家族の財産としての性質に影響を受け、「家族」構成員に影響を与えるものであるという意識を反映されている。社会は、家産の概念から個人の財産への変遷があったことは理解できる。この処分者の財産の意味が、無償処分にも影響を与えてきたし、与えている。またフランスでは、家族の変遷の影響を受けて、リベラリテの考え方が変わりつつある。どのようにリベラリテの用いられ方が変わり、そして法律が改正されたか。本シンポジウムでは、家族との関連性、現代の財産の特質から、リベラリテについて興味深い報告がなされた。

リベラリテに関して、契約との比較において、基本的な位置づけから分析が始まり、フランス社会の変遷を考慮して、社会のニーズとの関連性から、リベラリテの分析が続いてなされた。また公益団体へリベラリテがなされた場合、その問題点についての分析がなされた。そして最後に、現在のリベラリテは人と財産の国際化に伴い、国際私法上、複雑な問題を生じており、フランス法においてリベラリテの考え方が直面しうる解釈上の問題の特徴について分析がなされた。いずれもフランス相続法が抱えている現在のテーマの分析がベースにあり、相続法のフランス的な興味を知る上で興味深いものであった。

以下で、4人の報告から考えたことをまとめてみようと思う。

1) リベラリテの基本的な法概念

フランスのリベラリテの基本は、伝統的に、契約法との対比で説明されている。対価のない財産の移転である以上、さまざまな問題を惹き起こすこと

になる。家族に対して、また社会それ自体に対しても、リベラレテは影響を与えてきたことに触れられていた。

リベラリテの意味は、「施し、善行、恩恵」などをその語の意味の根底に含んでいる。まさに恩恵行為という意味が込められている。恵与と訳されたり、恩恵行為と訳されることもある¹⁾。贈与と遺贈がその典型例である。フランス法では、主としてこの二つの行為をリベラリテとして、その効力、効果を分析している。

家族や、社会に与える影響は、契約である贈与も、また遺贈も、無償行為として同じと言える。つまり、経済的にある人（被相続人）の財産の減少を伴い、他方（受益者、受遺者）の財産の増加をもたらす。これがリベラリテの定義であるが、この原則的な定義は、フランス法では重要である。負担付遺贈など、負担の法が大きくなれば、もはやリベラリテではなく、有償の契約になると考えるのがフランス法の基本である。

リベラリテに求められている意思是、かつては特に熟慮された意思であることが必要とされていた。しかし現在では、意思能力を除いて、特別の意思を求めなくなっている。ただ、証明の方法は、いかなる方法によってもなし得るのは、かつてと同じである。また、リベラリテでは、意思表示の瑕疵が一般の有償契約と比較して、より広く認められる傾向があるといわれている。これは、受益者の利益は、必ずしも守らなくても、本来的にはなんら損失はないのだから、むしろ対価なしの無償行為に適した解釈であると思われる。

リベラリテと人の能力との関係は、興味深い。また、受益者の能力はわが国では、考慮されることが少ない。フランス法の伝統を感じさせるものがある。医者や薬剤師は患者からリベラリテを受けられない（フランス民法 909 条）。フランス民法典では、リベラリテを受けることができない関係者が規定されている（民法 907 条も参照）。このような考え方は、わが国の無償行為には存在しない。

1) たとえば、杉山直治郎訳・仏蘭西法諺（有斐閣・1951 年）では、恩恵行為という訳が使われている。言葉の本来の意味を考慮した訳であると思われる。

また相続法改正で、死後の法人設定の可能性が認められるに至ったのは、不存の人に対する遺贈が認められないことの原則の例外が認められることを意味し、興味深い変化を示している。

効果に関しては、担保責任を負わないのはわが国と同じであるが、フランス法では伝統的に忘恩行為による取消の可能性がある。恩恵行為であるから当然導かれる考え方であろう。

グリマルディ教授によって分析されたりベラリテは主として、それ自体の要件、効果である。わが国での分析方法とその基本姿勢は同じである。しかし、フランス法で重要なのは、このリベラリテが家族構成員の中で与える影響を考えた上で、さまざまな規定を有していることである。わが国では、そのほとんどが、家族構成員に対する無償行為でありながら、このことに関する興味が薄いとは対照的である。このことに関しては、次の「無償行為と家族」に関する報告で、分析が試みられた。また事情変更による契約の改定の可能性が条文上認められているが（民法 1195 条）、これがリベラリテに関して認められることになるか問題が提起されている。この問題は負担付贈与に関して、特に興味深い。

2) リベラリテの家族に対する影響、公益団体に対するリベラリテ、国際的なリベラリテ

1. 家族に対する影響

フランスでは、無償行為は単なる第三者よりも、家族構成員に対してなされるものが多く、そのことから「家族財産法」としての位置づけの中で、無償行為が規定されている。一言で述べれば、この家族財産法という視点の存在がフランス法の特徴であるともいえよう。

一般的に、家族は愛情に基づく世界であり、対価なき行為がその中心となる。このような中で、リベラリテを秩序立てて、無償行為を家族との関係の中でコントロールする姿勢をフランス法は示している。ある場合には、リベラリテは

家族にとって、危険な行為となり、またある場合には、相続人間で恨みを生む結果にもなるからである。フランス法は、このリベラリテがもたらす家族構成員への影響を熟知し、相続法の中でリベラリテを位置づけている。わが国ではこのような視点が必ずしも明確であるとはいえない。

フランス法では自由分と遺留分という2点から被相続人のリベラリテが規定されている。それに充当という制度が加わる。基本は、被相続人の処分の自由から考えられて行く。被相続人は、どれほど処分しえるのかという観点である。この点の解釈については、すでに分析したので、これを参照して欲しい²⁾。

持戻しという概念もわが国では、フランス法の理解が不十分なまま採用している。持戻しは、日本法のように単なる観念的なものではなく、実際に持ち戻すことになる。この意味で、相続人の平等に対する配慮はかなり厳格に考えられていると位置づけることができる。相続財産がリベラリテによって減少するのではなく、場合によってはそれも含めて死亡時に遺産分割の対象財産が計算される。このような制度は、リベラリテによって、被相続人の財産から流出し、消えて行ってしまった扱いを受ける制度とは根本的に異なってくる³⁾。

2. 社会の変遷とリベラリテ

リベラリテは、社会の変遷とともに変わってきたということが理解できる分析がシンポジウムではなされており、興味深い。古法時代では、財産を家族内に残し長子相続に寄与するようにリベラリテに対しては制限的に機能しており、さらに革命期は、子の平等に寄与するように考慮されている。民法典の時代になっても、遺留分に代表される制度によって被相続人の保護が図られ、持戻し、自由分、遺留分、充当という制度で、相続人間の平等が最大限尊重されることになった。王制を打破して現れた社会が、平等を望んでいたように、それを社

2) 松川正毅「フランス法における自由分と遺留分」戸籍時報740号13頁以下、同「遺留分減殺請求」論究ジュリスト2014年夏号126頁以下参照。

3) 自由分の観点からは、税制の優遇処置と配偶者へのリベラリテに関して、自由分が増大したことは、配偶者保護の観点から興味深い改正である。

会にそして家族に反映しようとした法制度であったといえよう。

この歴史の流れの中であって、遺留分および将来の相続に関する合意の禁止といった遺言の自由に対する制約を著しく軽減した2006年6月23日の相続法改正は、かつての相続法の様相を大きく変えつつある。報告では、興味深い指摘がちりばめられていた。これらが社会の変遷と対応していることは、報告の中でも詳細に分析されていた。

しかしながら同時に、リベラリテの特徴は、家族に影響を与えるものであり、ある意味制限的であり、「自由分」「遺留分」「充当」という伝統的な法技術が維持されている。それが重要であることは、基本的に変わりがない。依然として、リベラリテは家族に影響を与えるものである。

それでは、一体、何が変わり、遺言の自由が増大したのであろうか。

① 民法典ができた時代と異なり、人の寿命は増大した。

「人の寿命が長くなった結果、親を相続する時期が遅くなり、約50～60歳という退職の年齢であることも多い。その場合、遺産は、子らにとっては年金を補うものと感じられるが、その一方で、30～40歳の孫達は、自分の生計を立ててゆくさなかにあり、負うべき支出（主たる居所の購入、学業研究の実現、子どもの学習の資金調達など）があり、経済的には、はるかに切迫し、充たすべき需要を有している。現代の立法者はこの状況を、おかしなことと考え、相続の対象となる財産が最もそれを必要とする家族の構成員に直接に届きうるようにするために、世代を飛ばしての承継を許容しなくてはならないと考えた」。立法者とは、2006年のフランス相続法改正の立法者である。この指摘は重要である。相続が、いわゆる宝くじのような財産の取得方法や機会ではなく、相続によって必要なところに必要な財産が行き渡るようにしたいという被相続人の意思を読み取ることができる。このような社会の変遷が、リベラリテを相続法がらみで改正させている。いったい、このような希望は、遺言でどのように実現できるのであろうか。報告ではこの点について詳細に触れられている。

高齢化した社会では、後に指摘する贈与分配（*dontation-partage*⁴⁾）は、家族

間協定のための手段として利用されやすいように改正されている。特に1つの世代を飛ばしての贈与分配の可能性は大きな改正であると分析されていた（民法1078条の4から10参照）。

また相続放棄が代襲原因とされたのは、このように1つの代を飛ばして、財を必要とする次の世代の存在に配慮したいという被相続人の望みの実現を図るためであったといわれている。このことはわが国でも考慮が必要であろう。放棄も一部分のみの選択も可能となっている（1094条の1参照）。また遺留分減殺の事前放棄の制度も新しい制度として設けられた。特にこの制度は、家族協定で意義を持つことになる。

② また民法典のできた時代と比べれば、現代社会は離婚が広く認められ、それが増大している。

この結果、再婚とも絡み、家族は複合家族の出現を見た。被相続人の意思は、単純に子や配偶者に向けられるだけではなく、同棲しているカップルの相手方、前妻の子への配慮など、考えることが複雑多様になってきた。また、相続権のない者（連れ子や婚姻関係にない相手方）に対する愛情の現れもあり、配偶者や婚姻関係にない相手方の後に、実子への財産移転を望むことも多くなってきたという指摘がなされていた。

被相続人に無限の処分権限を与えることが目的ではなく、このような変化した家族に柔軟に対応しうる制度として、リベラリテがこの新しい役割を担って行くことになった。この被相続人の意図や意思の実現を図ろうとして、相続法改正がなされたのである。

夫婦間では、*institution contractuel*（契約による相続人指定）、*substitution*（継伝的処分）がある。後者は「処分者は2人の受益者に財産を贈与または遺贈し、この2人の受益者は、第一の受益者が死亡したら第二の受益者というふうに順番にその恩恵に浴し、2人とも、もとの処分者から権利を取得するのである。

4) Tadaki MATSUKAWA, *Etudes comparatives sur le partage d'ascendant*, 1986, Thèse Université de Toulouse I.

これらの2つのタイプの無償行為は、第一の受益者に課される義務の拘束力の大小により区別される」と説明されている。2つの処分を含んでいる。障害者の子がいる場合や、再婚配偶者の場合に考えられる処分であるとして紹介されている。

③ 財産処分の方法が、民主的に異なってきた。

家族での財産移転に関して、約束事を家族内で決めることが最近奨励されつつあると報告がなされていた。pacte familial がそれである。これもかつては、農業財産の承継で話題にされたことがあったが、ながらく表に出て来なかった手段である。次第にこの考え方が都会にも及んで来たともいえるのかもしれない⁵⁾。ここでは、被相続人（遺言者）は財産の支配者ではなく、話をまとめる被相続人であるという指摘も興味深い。まさに、民主的な財産移転である。これらは、処分を制限しようと、処分を奨励しようと、結果的には家族をも守ることに寄与しようと位置づけられている。これらは、贈与分配（donation-partage）という法的な手続で実現されていく。より被相続人の意思を実現するように、若干の改正がなされており、この方法もよく用いられ始めているということである。

3. 財と家族の国際化

国際私法との絡みは、重要である。人と財の国際化に伴い、管轄と準拠法の問題が具体化するからである。それに加えて、課税に対しての被相続人の興味が大きく加わり、それらがリベラリテへ影響を与えていると指摘できる。

また信託が外国でなされている場合などにフランスでも問題になりうる。そ

5) Yonosuke INAMOTO, Enquête sur la transmission héréditaire des fonds agricoles dans l'exploitation familiale en France, Insitut des sciences sociales de l'Université de Tokyo, 1981. 稲本洋之助博士の一連の研究は、相続法を契約概念で位置づけることの重要性の指摘であった。シンポジウムでの報告を聞き、稲本論文の中で予言し主張されたことが、今、現実のものとなろうとしているように思われた。なお、稲本洋之助・近代相続法の研究（岩波書店・1968年）参照。

のような場合には、フランスでは性質決定することを避けて、直面する問題を現実的に解決しようとしている。フランス相続法との絡みでは、持戻し、遺留分、自由分との関係が問題となる。信託はリベラリテとは異なり、フランス法では、問題にしないという方針ではない。たとえば、減殺の順序に関しても、信託が遺贈なのか、贈与なのかという伝統的な位置づけの中において解釈が試みられている。間接的贈与のように解して、遺贈よりも前になされたものであり、遺贈と競合しないと位置づけて、自由分、遺留分、充当というフランス法の伝統的な相続法と絡めている。このことに関して、信託はリベラリテでないといいつつも、その要素を加味して（見つけ出して）解釈がなされつつあると、興味深い現代フランス法の特徴を示している。

また公益財団へのリベラリテの問題も、税制名の優遇措置から重要であり、公益社会活動に協力しているということが、名声にもつながる。わが国では、あまり興味が持たれていないことであり、文化の相違を感じさせる。

むすび

かつて相続法は平等を念頭に置いていた。筆者がフランスに学んだ頃（1983年～1986年）には、相続法の問題は、平等であり、リベラリテによる被相続人の意思は、制限されるものであるという考え方が教え込まれた。財産は、家族伝来であることが多く、家産を守り、子らに承継させて行くという価値観が明瞭に残っていた時代である。死者は、処分したものをさらに指示してその次の代への処分をすることはあり得ないと考えられていたし、遺留分の事前の放棄など、ありえないと信じられていた。

ところが、フランス相続法は、2006年に改正を行い、社会の変遷に対応させた改正を実現している。ここでは、かつての様相とは異なりつつあるリベラリテに対する価値観が垣間みられる。かつて原則として禁止されていた、信託的継伝処分⁶⁾ (substitution fidéicommissaire) の禁止が緩められて、死後に実現されることになる A から B へ、B から C へというさらなる処分の禁止が、若干

緩められているような制度が設けられている（信託を意識してのものであろうか）。

民法典はそれを原則、禁止していた（旧 896 条参照）。かつてはフランスでの講義でも、ほとんど触れられることのなかった古法時代の制度が復活しているともいわれている。これは、古法時代には家産を家に留めておく機能を果たしていた制度であった。類似の制度が、libéralités graduelles（段階的リベラリテ。民法 1048 条以下。次へ渡すべき者に、財産を残すことを求めうる）、libéralités résiduelles（残余財産リベラリテ。1057 条以下。もしも残れば与えることになる）という制度として、現代に生まれ変わっている。これらの制度に、フランスでは注意が払われている。

また、遺留分の事前放棄とか、相続放棄（また相続財産の一部放棄）を代襲原因としたことなどは、2006 年の相続法改正の注意すべき点として指摘できよう。

これらは、現代の社会、家族の変遷（高齢化、家族の多様化と複合化、財と人の国際化）から導かれる被相続人の要望と必要性に対して、立法が柔軟に対応している例であり、興味深い。相続法で、財産をいわゆる家に残して継承させていく価値が重要視されていた時代から、社会の変遷を加味して、法が変わりつつあることを示している。

一言で表現すれば、相続法にみられた厳格な処分者の権威と子の平等の尊重から、相続のデモクラシー（*démocratie successorale*）が加味されて、フランス相続法は、フランス社会の高齢化、家族の多様化に対応できるように舵を切りつつあるともいえよう。しかしながら、このように変遷を指摘することができても、リベラリテに対して、いわゆる家族構成員の相続権に対する守りは依然として維持されていることには注意が必要であろう。

6) 訳語は、山口俊夫・概説フランス法上（東京大学出版会・1978 年）539 頁による。なお、金子敬明「フランス信託法の制定について」千葉大学法学論集 22 巻 1 号 174 頁、小梁吉章・フランス信託法（信山社・2011 年）参照。